
*
* 令和 6 年度 第 5 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第5回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年8月13日 午後 1時30分 招集
2. 令和6年8月13日 午後 1時26分 開会
3. 令和6年8月13日 午後 2時34分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件	名	結 果	
	第25号	農地法第3条の規定による許可申請について		6件 許 可	
	第26号	農地法第5条の規定による許可申請について		2件 許 可	
	第27号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について		5件 決 定	
8	署 名 委 員				
			10番	佐々木 祥 夫	
			11番	中 曾 浩 徳	
9	議 事 の 内 容				
	令和6年度 第5回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和6年8月13日(火) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員19名、推進委員7名です。全員の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和6年度第5回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。10番佐々木委員と11番中曾委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「第25号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。32番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第25号32番朗読説明 －</p> <p>32番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆1, 120㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は5, 285㎡、家族4人中耕作人は4人、対価は10アール当り3万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>譲渡人と譲受人が協議をして売買することとなりました。問題ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。32番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、32番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、33番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>議 長 小西代理 議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>中藤局長</p> <p>議 長 野村委員</p> <p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第25号33番朗読説明 －</p> <p>33番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、1筆862㎡です。畑については、1筆1, 452㎡で、合計2筆で2, 314㎡です。譲受人の通作距離は、40m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出いただいております。家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当り1千円です。この案件につきましては、空き家バンク利用での取得であり、備考欄に記載しておりますが、取得する空き家の住所から通作距離を計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>財産管理の一環で売却されるものです。自宅周辺に農地があり、少し荒れていましたが、草刈等で耕作できるようになると思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>

議 長	なしとの声がありました。33番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、33番については許可とすることに決定しました。 次に、34番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第25号34番朗読説明 －</p> <p>34番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆1, 122㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は18,965㎡、家族3人中耕作人は3人、対価は10アール当り15万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 佐々木委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は譲受人が既に管理されている状態です。以前から分筆したうえで取得したいという話はあったようで、特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。34番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、34番については許可とすることに決定しました。 次に、35番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第25号35番朗読説明 －</p> <p>35番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑3筆6, 874㎡です。譲受人の通作距離は、260m以内、耕作面積は93,963㎡、家族3人中耕作人は1人、対価は10アール当り17万6千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小西代理	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人の実家の近くに申請農地があります。以前から譲受人が耕作していたところを正式に取得するものです。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。35番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、35番については許可とすることに決定しました。

<p>中藤局長</p>	<p>次に、36番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第25号36番朗読説明 －</p> <p>36番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆200㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書の提出をいただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り5万7千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議長 渡邊委員 議長 西村委員 中藤局長 議長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>現地確認をしましたが、特に問題はないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>譲受人の方の職業が自営業とありますが、具体的に職種は分かりますか。</p> <p>事務局の方では詳細は把握しておりません。配偶者の方は地域おこし協力隊として勤務されております。</p> <p>他に発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議長 議長</p>	<p>なしとの声がありました。36番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、36番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、37番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第25号37番朗読説明 －</p>
<p>中藤局長</p>	<p>37番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田3筆1,587㎡です。譲受人の通作距離は、136km以内、耕作従事者全35名、対価は10アール当り18万9千円です。この案件につきましては、先月の総会で予告しておりました営農型太陽光発電施設設置に係る一時転用を含んだ一連の申請の内、先行して行う必要がある農地法第3条の農地の所有権移転についての申請でございます。この農地の所有権移転の許可が認められましたら、申請者に許可証を交付し、所有権移転の登記ができ次第、次の農地法第3条の区分地上権の設定許可、農地法第5条の営農型太陽光発電施設設置のための一時転用許可の申請が出る予定です。それまでの大まかな期間は2カ月後程度になると聞いております。現在、次の一時転用に関しては、新しいガイドラインに基づいた書類審査を行っている段階であり、各添付書類や栽培データについて内容を詰めている状況であります。この申請に関しては、農地取得ができる法人である農地保有適格法人であることを県外に提出されている定期報告書の写しで確認しております。農地の耕作状況についても、現在許可を出している農地については、前回報告させていただいたとおり耕作が適切に行われていることを確認しております。また、通作距離については、備考欄に記載しております新たに設置された事業所の住所から計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え</p>

<p>議長 渡邊委員 議長 議長 議長</p>	<p>ます。なお、この案件については、8月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>川沿いの農地で耕作はされていましたが、水に浸かることもあり苦慮されていました。転用自体は問題ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。37番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、37番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、「議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。16番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第26号16番朗読説明 －</p> <p>16番については、転用者が、設定人から申請農地に賃借権を設定し、材木置場として利用するために一時転用するものです。申請農地は、田1筆1, 204㎡です。この農地の農地区分は、農用地区域内にある農地であり転用地賃借料は年3万円です。施設の概要としては、材木置場1, 204㎡、資金については0円です。また、一時転用の期間は、令和6年9月1日から令和8年3月31日までです。この期間については、農用地区域内にある農地で認められている一時転用期間の3年以内となっております。なお、転用者は、市内に営業所を置き、木質バイオマス発電の材料となる木質チップを製造する事業者であり、その木質チップは、同所に設置されている木質バイオマス発電施設に発電材料して供給されます。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当はありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、8月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、11ページ及び12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議長 小物委員 議長 議長 議長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請農地は何年も作付けされておりませんでした。隣接する農地に影響はないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。16番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、16番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、17番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第26号17番朗読説明 －</p> <p>17番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設及び露天駐車場に転用するものです。申請農地は、畑1筆2, 152㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は27万9千円です。施設の概要としては、太陽光パネル164枚、発電量は49.50kWと露天駐車場420㎡であり、資金については、自己資金1,</p>

<p>議 長 西村委員 議 長</p>	<p>323万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、8月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、13ページ及び14ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請農地は以前に牧草地として利用されていましたが、今は雑草が生えている状態となっています。特に問題ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。17番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、17番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から5番について説明をお願いします。</p>
<p>藤代書記</p>	<p>それでは、3ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和6年8月20日、利用権の設定を受ける者は4名、利用権の設定をする者は6名、利用権の設定をする件数は5件、利用権設定面積は16,926㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、1番から5番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1番から5番について発言をお願いします。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。1番から5番について採決を採ります。1番から5番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、1番から5番については決定しました。</p> <p>以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第5回総会を閉会します。</p>

令和6年8月13日

会 長 土 岐 康 夫

10番 佐々木 祥 夫

11番 中 曾 浩 徳